

2017年 2月23日
ニフティ労働組合第32号

ニフティ株式会社
代表取締役社長
三竹 兼司 殿

ニフティ労働組合
執行委員長
西原 俊輔



要 求 書

ニフティ労働組合は、ニフティ株式会社に対し、組合員の生活と労働条件の維持・向上のために次の通り要求します。

【要求事項】

1. 賃 金

(1) 賃金改善

現行個別賃金水準の維持を図った上で、一般クラスの平均ポイントである「32.9ポイント」をモデル賃金とし、「3,000円の改善」を図る。

実施期日

2017年3月21日より、とする。

(2) 年齢別最低賃金

18歳見合いの基準として162,000円（現行160,500円）に改善を図る。

2. 一時金

(1) 平均要求

	年 間	一 期
金 額	1,428,000円	714,000円
月 数	4.5ヶ月	2.25ヶ月

(2) 交渉ベース

2017年1月20日現在の今次一時金の交渉ベースは 317,248円とする。

(3) 一時金における最低保障率

完全有資格者の最低は、平均月数の80%以上とする。

(4) 支給日

夏季一時金 2017年 6月19日 (月)

年末一時金 2017年12月 8日 (金)

【付帯事項】

2017年1月31日付 (第30号) の要求書に対し継続の事項について以下に記載する。

3. 会社分割に関する組合員の労働条件や権利の保護

- (1) 組合員の理解と協力を得る努力
- (2) 労使による事前協議の徹底ならびに労働協約の整備
- (3) 労働協約の承継に関する労働組合への通知

以 上